

議案第80号

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例の一部を改正する条例案

大阪市環境衛生、医事及び薬事関係手数料条例（平成12年大阪市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）の改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものを削る。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>[削る]</p> <p>(納付の時期)</p> <p><u>第20条</u> [略]</p> <p>(減免)</p> <p><u>第21条</u> 市長は、特別の事由があると認めるときは、第2条から<u>第19条</u>までの規定による手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>第22条・第23条</u> [略]</p> <p>附 則</p> <p>[1・2 略]</p> <p>[削る]</p> | <p>(大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の規定に基づく事務に係る手数料)</p> <p><u>第20条</u> 大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和59年大阪府条例第44号）の規定に基づくふぐ処理業の許可の申請に対する審査については、1件につき6,600円の手数料をその申請をする者から徴収する。</p> <p>(納付の時期)</p> <p><u>第21条</u> [同左]</p> <p>(減免)</p> <p><u>第22条</u> 市長は、特別の事由があると認めるときは、第2条から<u>第20条</u>までの規定による手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p><u>第23条・第24条</u> [同左]</p> <p>附 則</p> <p>[1・2 同左]</p> <p><u>3</u> 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に大阪府ふぐ販売営業等の規制に</p> |

関する条例の一部を改正する条例（平成29年大阪府条例第90号）附則第3項の規定により眼球等除去営業（同項に規定する眼球等除去営業をいう。）をすることができる者から申請された大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の規定に基づく事務に係る手数料については、第19条の規定は、適用しない。

備考 表中の[ ]の記載は注記である。

#### 附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。

令和3年2月25日提出

大阪市長 松 井 一 郎

#### 説 明

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例の規定に基づくふぐ処理業の許可の申請に対する審査に係る手数料を廃止するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。